

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 12 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(40) 略</p> <p><u>(41) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(42) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(43) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(44) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(45) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続するすべての用水路</u></p>	<p>(1)～(40) 略</p>